



2021年4月8日

各位

会社名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 執行役員コーポレートマネジメント担当 加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

株主総会決議取消訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2019年9月26日付「訴状受領に関するお知らせ」および2020年9月8日付「訴訟受領に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下、「アルファレオ社」といいます。）より、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会における決議の取消訴訟（以下、「本訴訟1」といいます。）および2020年6月19日開催の第100回定時株主総会における決議の取消訴訟（以下、「本訴訟2」といい、本訴訟1と併せて「本訴訟」といいます。）が、それぞれ東京地方裁判所に提起されておりましたが、本日、東京地方裁判所より、アルファレオ社の請求をいずれも却下又は棄却する旨等を内容とする判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本訴訟の経緯

当社は、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会において、第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役5名選任の件」（第99回定時株主総会の第2号議案に係る決議につき、以下「第99回定時株主総会取締役選任決議」といいます。）、第3号議案「監査役1名選任の件」、第4号議案「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件」を可決し、併せて第1号議案による配当に追加して、当社普通株式1株につき金38円28銭を配当する旨の動議を否決いたしました（以下、「本決議1」と総称します。）、アルファレオ社より、本決議1の取消しおよび訴訟費用の当社負担を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起されました。

また、当社は、2020年6月19日開催の第100回定時株主総会において、第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役5名選任の件」、第3号議案「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件」（第100回定時株主総会の第3号議案に係る決議につき、以下「本件情報提供要請承認決議」といいます。）を可決いたしました（以下、「本決議2」と総称します。）、アルファレオ社より、本決議2の取消しおよび訴訟費用の当社負担を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起されました。

その後、訴訟1および訴訟2が併合審理されることとなり、本日、東京地方裁判所により、本訴訟につき、下記2.記載の内容の判決の言渡しを受けました。

2. 判決の内容

- (1) アルファレオ社の請求のうち、第 99 回定時株主総会取締役選任決議の取消しを求める部分を却下する
- (2) アルファレオ社のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用はアルファレオ社の負担とする。

なお、判決の理由において、本件情報提供要請承認決議について、「原告〔当社注：アルファレオ社〕に対し、その会社概要、被告株式〔当社注：当社株式〕の保有目的、被告株式〔当社注：当社株式〕の今後の保有、売却等の方針、被告〔当社注：当社〕の企業価値を向上させるための施策等に関する質問状を送付することに関し、株主総会の承認を得ることを主な内容とするものであって、このような情報提供要請及びそれに対する原告〔当社注：アルファレオ社〕の回答によって、被告〔当社注：当社〕の株主が議決権を行使する際に参照される情報が増えるのであるから、株主全体の利益につながり得るものである」と認定されております。

3. 本訴訟の概要

(1) 本訴訟 1 の概要（2019 年 6 月 21 日開催の第 99 回定時株主総会決議取消訴訟）

- ① 裁判所 東京地方裁判所
- ② 提訴日 2019 年 9 月 6 日
- ③ 訴状送達日 2019 年 9 月 26 日
- ④ 訴訟の内容 会社法第 831 条第 1 項第 1 号（株主総会の決議の方法が法令に違反し又は著しく不公正なとき）に基づく本決議 1 の取消しの請求
訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

(2) 本訴訟 2 の概要（2020 年 6 月 19 日開催の第 100 回定時株主総会決議取消訴訟）

- ① 裁判所 東京地方裁判所
- ② 提訴日 2020 年 8 月 28 日
- ③ 訴状送達日 2020 年 9 月 8 日
- ④ 訴訟の内容 会社法第 831 条第 1 項第 1 号および 3 号（株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき）に基づく本決議 2 の取消しの請求
訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

4. 本訴訟を提起した者

- (1) 名 称 アルファレオホールディングス合同会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
- (3) 代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊章行

5. 判決のあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 年月日 2021 年 4 月 8 日

6. 今後の見通し

本訴訟については、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。当社と

いたしましては、今後も、適法で適正な株主総会運営に努めて参ります。

また、2020年8月31日付「当社第100回定時株主総会にて承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社への質問状に対する回答受信のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオ社は、本件情報提供要請承認決議に基づく当社の質問状（以下、「初回質問状」といいます。）に対し、本訴訟2を提起したことを理由として、初回質問状に対する回答は差し控えるとの返答を行っていたところですが、東京地方裁判所により本訴訟2を棄却する旨の判決が下され、また、上記のとおり本件情報提供要請承認決議が「株主全体の利益につながり得るものである」と認定されたことを踏まえ、当社といたしましては、改めて、株主総会の決議に基づき、アルファレオ社に対し、初回質問状に対する回答を行うよう要請する予定です。

なお、現時点において、本訴訟の判決による当社業績への影響はありません。

以上